

特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みについて

令和5年3月1日
神奈川つくい農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引の制限を実施させていただいており、制限の対象となるお客さまにつきましては、定期的に更新させていただいております。

本県において特殊詐欺（盗難カード、振り込め詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、金融機関職員や警察等を名乗り、高齢の方からキャッシュカードを詐取し、ATMからお金を引き出すなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

この取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象となるお客さま

①今般の更新作業によって新たに制限が適用されるお客さま（制限適用日：令和5年4月21日）
・令和4年7月1日から令和4年12月31日までの間に、70歳を迎えられたお客さま ・令和4年7月1日から令和4年12月31日までの間に、口座開設をされた70歳以上のお客さま
②すでに制限が適用されているお客さま
令和4年6月30日時点で、70歳以上であったお客さま

2 利用制限について

上記1. に該当するお客さまは、ATMでJAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振込の合計金額」を一律30万円に制限させていただきます。

3 その他

- 対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。

なお、キャッシュカードのご利用限度額変更のお手続きの際は、通帳、お届け印、運転免許証等の本人確認書類をご持参いただきますようお願いいたします。

- 対象の有無問わず、キャッシュカードの利用停止を希望されるお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。

以上